

議第55号 呉市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」といいます。）及び旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」といいます。）の一部改正に伴う規定の整備を行うとともに、旅館業の施設の構造設備に係る国の技術的助言の見直しを踏まえ、施設の構造設備の基準（以下「構造設備基準」といいます。）を見直すものです。

2 条例改正に係る法令等の改正の概要

(1) 法及び令の一部改正

法の一部改正により、旅館業の営業種別である「ホテル営業」と「旅館営業」が「旅館・ホテル営業」に統合され、令において個別に定められていた構造設備基準が「旅館・ホテル営業」の構造設備基準にまとめられました。

(2) 旅館業の構造設備に係る国の技術的助言の見直し

増加する訪日外国人観光客を含む宿泊需要の拡大や宿泊ニーズの多様化に係る対応が必要となっていることを受け、地方公共団体への技術的助言である「旅館業における衛生等管理要領」（平成12年12月5日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知。以下「要領」といいます。）が改正され、旅館業（ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業）に係る施設の構造設備基準について、必要最小限のものとする見直しがされました。

3 改正の内容

(1) 令に基づき営業種別の統合により新設された旅館・ホテル営業の施設の構造設備基準について、要領の見直しを踏まえ、衛生水準の確保が可能な必要最小限の規制にとどめるものとします。

(2) 簡易宿所営業及び下宿営業の施設の構造設備基準についても、要領の見直しを踏まえ、衛生水準の確保が可能な必要最小限のものとなります。

【条例で定める施設の構造設備の基準】

現行		改正後	
ホテル営業	○洋式の構造設備による客室の数が総客室数の2分の1以上であること。 ○適当な広さの玄関広間及び洋式の食堂を有すること。	旅館・ホテル営業	(削除)
旅館営業	○客室の出入口は、廊下等に面していること。		
簡易宿所営業	○1客室の床面積は、4.5平方メートル以上であること。 ○階層式寝台を有しない床面積10平方メートル未満の客室を有する場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1以下であること。	簡易宿所営業	(削除)

	と。 ○階層式寝台は、次の要件を満たすものであること。 ア 寝台は、2段とし、各段とも、幅0.9メートル以上、長さ1.8メートル以上であること。 イ 上段寝台には、堅ろうなはしごその他の昇降設備を設けること。		
下宿 営業	○1客室の床面積は4.5平方メートル以上であること。	下宿 営業	(削除)
全営業 区分 共通	○寝具の収納設備が適当な場所に設けてあること。 ○共同の入浴設備は次の要件を満たすものであること。 ア 脱衣室が付設されていること。 イ 浴室の内部が外部から見通せないこと。	全営業 区分 共通	変更なし

4 施行期日

平成30年6月15日（旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）の施行の日）

5 新旧対照表

現行	改正案
(構造設備の基準) 第2条 政令第1条第1項第11号 _____の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 洋式の構造設備による客室の数が総客室数の2分の1以上であること。 (2) 寝具の収納設備が適当な場所に設けてあること。 (3) 共同の入浴設備は、次の要件を満たすものであること。 ア 脱衣室が付設されていること。 イ 浴室の内部が外部から見通せないこと。 (4) 適当な広さの玄関広間及び洋式の食堂を有すること。	(構造設備の基準) 第2条 政令第1条第1項第8号、同条第2項第7号及び同条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。 (削除) (1) 寝具の収納設備が適当な場所に設けてあること。 (2) 共同の入浴設備は、次の要件を満たすものであること。 ア 脱衣室が付設されていること。 イ 浴室の内部が外部から見通せないこと。 (削除)
2 政令第1条第2項第10号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 客室の出入口は、廊下等に面していること。	(削除)

(2) 前号に掲げるもののほか、前項第2号及び第3号の基準に適合すること。

3 政令第1条第3項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(削除)

(1) 1客室の床面積は、4.5平方メートル以上であること。

(2) 階層式寝台を有しない床面積10平方メートル未満の客室を有する場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1以下であること。

(3) 階層式寝台は、次の要件を満たすものであること。

ア 寝台は、2段とし、各段とも、幅0.9メートル以上、長さ1.8メートル以上であること。

イ 上段寝台には、堅ろうなはしごその他の昇降設備を設けること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1項第2号及び第3号の基準に適合すること。

4 政令第1条第4項第5号の条例で定める構造設備の基準は、第1項第2号及び第3号並びに前項第1号の基準による。

(削除)